日本食育学術会議 会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、日本食育学術会議と称する。

２英語名は、The Science Conference of Japanese Dietary Education と表記する。

（事務所）

第２条　本会の事務局は、事務局長の勤務地におく。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本会は、多面的な食育の視点から人々の生活に関する基本的および臨床的研究の融合した発展を目指し、会員相互の連絡、および関連機関との交流を図り、人々の健康の増進と生活の質に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の食育の研究・普及の促進を目的とする学術集会の開催
2. 会員相互の指導力向上と普及・振興を目的とするセミナー・講習会の開催
3. 「食育学研究」等の学術出版物の発行
4. 食育の普及のために、資格認定による食育指導者の養成
5. 会員が本会の組織運営に関して審議し、決定する総会・理事会の開催

６．食育を通じた国際交流の促進

７．その他、本会の目的達成に必要な研究および事業

第３章　会員

（種別）

第５条　本会は正会員、学生会員、施設・団体会員、賛助会員、特別会員、名誉会員をもって構成する。

(1)正会員　本会の目的に賛同して入会した者

(2)学生会員(大学院生を含む)　学生の身分であり、本会の目的に賛同して入会した者

(3)施設・団体会員　本会の目的に賛同して入会した保育施設・食育関連団体等

(4)賛助会員　本会の目的に賛同し、本会の発展に協力を希望する個人、法人あるいは企業団体とし、理事の推薦を得て理事会の承認を経た者

(5)特別会員　理事の推薦を得て理事会の承認を経た食育学術会議ロゴマーク使用企業。ロゴマーク使用に関しては別に定める細則に従う。

(6)名誉会員　別に定める細則により承認された者で、年会費は免除される。

2　本会の会員は、所定の会費を納入したもので、その年度の研究業績を本会の主催する学術総会および機関紙等に発表し、さらに機関紙の配布を受けることができる。

3　施設・団体会員は、1 施設（団体）につき 5 名までが登録でき、会員名は随時変更可能とする。

4　賛助会員は、機関紙へ広告の掲載とホームページへの相互リンクを行うことができ、機関紙の配布を受け、本会の主催する学術集会およびセミナーに 2 名の無料参加ができる。

5　特別会員は、機関紙へ広告の掲載とホームページへの相互リンクを行うことができ、機関紙の配布を受け、本会の主催する学術集会およびセミナーに 2 名の無料参加ができる。

6　名誉会員は、総会に参加し意見を述べることができるが、議決権をもたない。

（年会費）

第 6 条　本会の年会費は次の通りとし、毎年度支払うものとする。

(1)正会員　5,000 円

(2)学生会員(大学院生含む)　2,000 円

(3)団体会員　10,000 円

(4)賛助会員　50,000 円

(5)特別会員　100,000 円

(6)名誉会員　年会費は免除する

（入会）

第 7 条　本会に入会を希望する者は、年会費を添えて所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

（退会）

第 8 条　退会を希望する会員は事務局に退会届を提出するものとし、会費に未納がある場合はこれを速やか

に全納しなければならない。一旦納付された会費は理由を問わずこれを返還しない。
(会員資格の停止および喪失)
第 9 条　3 年以上会費を納入しない会員は退会したものとみなす。ただし、留学やその他やむを得ない理由により休会を希望する者は文書にて事務局にその旨を提出しなければならない。
(除名)
第10条　本会の会則･細則に背く行為のあった会員は、評議員会の議決により除名することができる。

第4章　役員および理事会

（役員の設置）
第11条　本会は、次の役員を置く。
会頭1名
理事長　1名
理事　数名
監事　2名
事務局長　1名
（役員の選任）
第12条　役員の改選は､理事会において選出･推薦し、総会に諮って決定する
　2　会頭、理事、監事、事務局長の選定方法については、別に定める役員選任規定による。
（会頭の権限）
第 13 条　会頭は本会を代表し、その業務を遂行する。
　2　会頭、理事の中から選出される。
（理事の権限）
第14条　理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を遂行する。
2　理事長は、理事の中から選出される。
3　理事は理事会を組織し、会則に定める事項その他、会務に関する事項を審議する。
4　理事は、理事長の業務を補佐し、理事長指定の職務を担当する。
（監事の権限）
第15条　監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
　2　監事はいつでも、理事および事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
（事務局長）
第16条　事務局長は、理事長の命を受け、事務局の各業務を統括・管理する権限と責任を 負う。
（任期）
第17条　役員の任期は4年とし、留任・再任を妨げない。
（報酬）
第18条　役員は無報酬とする。但し、実費については支払う。
（理事会の設置）
第19条　本会には理事会を置く。
　2　理事会はすべての理事をもって構成する。
（権限）
第20条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　本会の業務執行の決定
(2)　理事の職務執行の監督
(3)　会頭、理事、監事、事務局長の選定及び解職
（招集）
第21条　理事会は理事長が招集する。
（議長）
第22条　理事会の議長は理事長とする。
（議決等）
第23条　理事会の定足数は、理事会構成員数の過半数とし、議事は出席者の過半数（委任状を含む）をもって決す。可否同数の時は、理事長が決する。
（議事録）
第24条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
（委員会）
第25条　理事長は、必要に応じ、本会の運営に必要な各種委員会の設置および委員を委嘱することができる。

第5章　総会

（構成）
第26条　総会は、会員をもって構成する。
（権限）
第27条　総会は、次の事項について決議する。
(1)本会の事業内容
(2)本会の会計

(3)その他

(開催)

第28条　総会は、少なくとも年1回開催する。

(招集)

第29条　理事長は、学術集会期間中に総会を招集する。

(議長)

第30条　総会の議長は理事長とする。

(議決権)

第31条　総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議決)

第32条

総会の決議は、出席会員の過半数（委任状を含む）をもって決する。

(議事録)

第33条　議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第6章　学術集会および学術セミナー

（学術集会）

第34条　学術集会は、毎年1回開催する。

第35条　学術集会大会長は、理事会で推薦・選出する。

第36条　学術集会で発表するものは会員であることを必要とする。ただし、本会の主旨に賛同する非会員で、理事長が承認した場合には発表を行うことができる。

第37条　学術集会会費は、別途定める。

（学術セミナー）

第38条　学術セミナーの名称は「生活リズムと食のセミナー」とする。

第39条　学術セミナーは、年1回以上開催する。

第40条　術集セミナー大会長は、理事会で推薦・選出する。

第7章　本会の受賞

第41条　本会に日本食育学術会議学会賞を置く。

（日本食育学術会議学会賞）

第42条　食育事業に関して著しい貢献をしたものに対し、日本食育学術会議学会賞（総称）を授与する。

（表彰）

第43条　前条に規定する学会賞に該当するもの以外に学会の目的遂行に関して、特に貢献したものを表彰することができる。

（各賞）

第44条　各賞の種類、審査等については別に定める。

第8章　資産および会計

（会計）

第45条　本会の運営には、次の資金をあてる。

(1)会費（正会員5千円、学生会員2千円、施設・団体会員1万円、賛助会員5万円、特別会員１０万円）

(2)事業に伴う収入

(3)その他収入（本会の主旨の賛同者（団体）からの寄付金など）

(資産管理)

第46条　本会の資産は、理事長がこれを管理する。

(年度会計の報告)

第46条　年度会計の報告は、会計監事が理事会および、総会にはかり承認を得る。

(会計年度)

第47条　会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(4)学術集会会費は、別途定める。

（会則の変更など）

第48条　本会則の変更および細則の作成には、理事会の議を経て総会の承認を得る。

（付則）

本会則は、平成18 年6 月27 日より施行する。

平成21 年6 月28 日、一部改正する。

平成22 年6 月27 日、一部改正する。

平成25 年6 月25 日、一部改正する。

平成27 年6 月25 日、一部改正する。

令和 4 年6月25日、一部改正する。